

要請への協力に伴う支援金について

今すぐ透かしを削除する

北海道からの要請のすべてにご協力いただいた飲食店や遊興施設、結婚式場の皆様には支援金を支給します。

詳細が決まり次第、順次、ホームページにてお知らせいたします。

申請受付
開始時期

詳細は決まり次第お知らせします。

主な
支給要件

すべての期間で道からの要請内容に忠じていること

- ※申請にあたっては、要請に協力いただいたことがわかる書類（写真やホームページの写し等）や営業に必要な許可証の写しなどをご提出いただく予定です。
- ※従来から午後8時を超えて営業を行っている店舗等が営業時短（午前5時～午後8時）等を行った場合支給対象となります。
- ※要請以前、通常の営業時間を午後8時までとしており、予約や宴会などの場合だけ、午後8時を超えて営業していた店舗等は原則支給対象外です。
- ※要請期間の前日（令和3年9月12日(日)）までに、「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を取得し、かつ営業実能がある店舗等が支給対象となります。

中小企業・個人事業者 45万円～135万円

大企業 最大360万円

支援金額

	売上高（1店舗・1日あたり）	18日間の支援金額
中小企業・個人事業者	83,333円以下	45万円
	83,333円を超え、25万円以下	45万円～135万円
	25万円超え	135万円
大企業	売上高（1店舗・1日あたり）の減少額に応じて、最大360万円*1	

*1：中小企業・個人事業者であっても、「売上高（1店舗・1日あたり）の減少額に応じて、最大360万円」の方式による支援金額とすることも可能です。

※参考：1日あたりの支援金単価の算出方式＝
令和元年又は令和2年9月の売上高合計÷30日×0.3（千円未満は切り上げ）

《中小企業とは》

	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
中小企業	飲食業	5,000万円以下 50人以下
	カラオケなどのサービス業	5,000万円以下 100人以下

※「資本金の額又は出資の総額」と「常時使用する従業員の数」は、どちらかを満たせば中小企業となります。

申請方法

電子申請・郵送にて受付予定です

【支援金に関するお問い合わせ】

■ 専用ダイヤル：011-350-7377（受付時間：8:45～17:30）

■ ホームページ：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/kyuugyouyousei.html>

